

◎ 建築基準法

p.107 に誤りがありました。

p.107

2. 遮炎性能適合仕様

① 防火設備（法2条9号の2口）【令109条の2】【平12建告1360号】

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、その加熱面以外の面（屋内・屋外の両面）に火炎を出さないもの。

20分間遮炎 ← 両面遮炎

条文に『屋内に面するものに限る』が入っていないので、屋内・屋外の両面に遮炎性能が必要ということになる！

適合仕様の主なもの

a. 鉄製防火戸

鉄製ドア



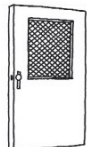
（鉄板の厚さ：0.8mm以上1.5mm未満）
1.5mm以上の場合は特定防火設備となる。

スチールシャッターも含まれる

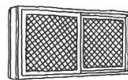


b. 網入鉄製防火戸

鉄製ドア（網入ガラス入り）

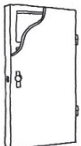


スチールサッシ（網入ガラス入り）



c. 防火塗料を塗布した木製骨組戸

木製骨組戸



（屋内面：厚さ1.2cm以上の木毛セメント板
又は0.9cm以上のせっこうボード張
屋外面：亜鉛鉄板張

◎ 建築物省エネ法

省エネ法が2019年11月に施行されたため、改訂版に組み込むことができませんでした。

p.219

1. 規制措置

a. 適合義務と適合性判定義務【法11条】【法12条】

「特定建築物」

||

規制措置の対象：非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の新築・増改築【令4条1項】

適合義務：建築物の消費性能基準（省エネ基準）に適合させる。【法11条】

適合性判定義務：建築確認申請の流れ組み込み、所管行政庁または登録省エネ判定機関の判定を受け適合算定通知書を受け取る。【法12条】

住宅部分 ⇐ 住宅部分以外を「非住宅部分」という。【令3条】

- ・居住のために継続的に使用する室（居間、食事室、寝室など）
- ・居住の専用に供するもの（台所、浴室、便所、廊下、玄関、階段、物置など）
- ・居住者の共用に供するもの（集会所、娯楽室、浴室、便所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室など）

b. 届出【法19条】

集合住宅や老人ホームなども含まれるということ！

規制措置の対象：住宅または非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物【令4条2項】

300㎡以上

住宅

非住宅の建築物

非住宅の部分2,000㎡以上

非住宅の部分300㎡以上

c. トップランナー制度【法28条】

建売戸建住宅、注文戸建住宅、賃貸アパートを供給する大手住宅事業者（特定建築主）を対象に、トップランナー基準（省エネ基準を上回る基準）を定めたもの。

p.220

1. 新築の場合の規制措置の適用				
規制措置の概要表	大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	適合義務	確認申請手続きに連動
		住宅	届出義務	基準に適合せず、必要と認める場合指示・命令など
	中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	非住宅	届出義務	基準に適合せず、必要と認める場合指示・命令など
		住宅	届出義務	
	小規模建築物 (300㎡未満)	大手住宅事業者 (特定建築主)	努力義務	基準に適合せず、必要と認める場合勧告・命令など
			努力義務	